

# 平成29年11月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成29年11月27日(月曜日) 13時53分～15時51分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 江口委員  
(事務局) 山崎事務局長 岸川副事務局長 古沢人事主幹  
岩本係長 藤田係長 江口係長 筒井主事

## 議事事項

### 1 平成29年11月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

11月定例会県議会に提案される5件の条例(案)について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

#### 【説明】

乙第48号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案)

#### 1 改正の理由

国の取扱いに準じて、災害応急作業等手当の支給対象等を拡充するため。

#### 2 改正の内容

- ・原子力緊急事態宣言があった場合において、原子力事業所の敷地内及びその周辺区域等で作業に従事した職員に災害応急作業等手当を支給。(上限額4万円/日)
- ・特定大規模災害への対処作業に、引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合、災害応急作業等手当の上限額を引上げ。(上限額1,680円/日 2,520円/日)

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 検討内容

上記改正内容は、改正後の人事院規則(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例(平成29年5月16日公布・施行))に準じたものである。

国においては、東日本大震災以外の特定大規模災害等が発生した場合においても、既に規定されている手当と同様の手当を速やかに措置できるようにするために改正されたもので、

今回の条例改正（案）は国に準じたものであり、適当と考えられることから、異議ないものと認められる。

#### 乙第 49 号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

##### 1 改正の理由

人事評価制度の導入に伴い、評価期間が変更されたことから国の取扱いに準じて、職員が育児休業等から職務に復帰した際の給料の号給の調整方法を見直すため。

##### 2 改正の内容

次の 3 条例について、給料の号給の調整を行うことができる日に復職後最初の昇給日の「その次の昇給日」を追加する。

- ( 1 ) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年佐賀県条例第 2 号）
- ( 2 ) 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年佐賀県条例第 51 号）
- ( 3 ) 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年佐賀県条例第 63 号）

##### 3 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日

##### 4 検討内容

今回の改正内容は、平成 28 年 4 月から人事評価制度を導入し、人事評価の評価期間を変更したことに伴い、昇給制度と密接に関連する制度となっている復職時調整について、給料の号給の調整方法を見直すものである。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本としており、いずれの改正内容も国の取扱いに準じたものとなっていることから適当であり、異議はないものと認められる。

#### 乙第 50 号議案 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例及び佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）

##### 1 改正の理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）の改正に伴い、引用条項の改正を行う必要があるため。

##### 2 改正の内容

- ( 1 ) 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例 第 2 条第 2 項関係

「留学」の定義について規定している同条同項中、引用している法「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

- ( 2 ) 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例 第 4 条第 2 号関係

地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の規定において条例で定めるとされた教育施設を規定している同条同号中、引用している法「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

### 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（学校教育法の一部を改正する法律の施行日）

### 4 検討内容

今回の条例改正は、学校教育法の一部改正に伴う引用条項の改正を行うもので、職員の勤務条件に実質的な変更はないため、条例（案）の内容は適当であり、異議はないものと認められる。

## 乙第 71 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

#### 1 改正の理由

平成 29 年 10 月 6 日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員の給与改定等を行うため。

#### 2 改正の内容

##### （1）佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	医師及び歯科医師の初任給調整手当の上限額の改定 医療職給料表（一）適用職員 月額 413,800 円 414,300 円	H29 勧告どおり	条例第 1 条による改正後の第 7 条の 3
イ	医療職給料表（一）の改定	H29 勧告どおり	条例第 1 条により改正後の別表第 4 のア
ウ	平成 29 年の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100 上記のうち特定幹部職員 105/100 再任用職員 40/100 上記のうち特定幹部職員 50/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100 95/100 上記のうち特定幹部職員 105/100 115/100 再任用職員 40/100 45/100 上記のうち特定幹部職員 50/100 55/100	H29 勧告どおり	条例第 1 条による改正後の第 17 条の 4
エ	50 歳を超える管理職員の給与抑制措置に係る規定を削除 （給料月額、地域手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与、勤務 1 時間当たりの給与） 平成 29 年 3 月 31 日までの時限適用されていたものを削除	H26 勧告どおりで規定を整理するもの	条例第 1 条による改正前の附則第 9 項から第 12 項まで及び上記を引用している改正前の第 16 条、第 17 条及び第 17 条の 4 中から引用規定を削除

オ	平成 30 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100 90/100 上記のうち特定幹部職員 105/100 110/100 再任用職員 40/100 42.5/100 上記のうち特定幹部職員 50/100 52.5/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 95/100 90/100 上記のうち特定幹部職員 115/100 110/100 再任用職員 45/100 42.5/100 上記のうち特定幹部職員 55/100 52.5/100	H29 勧告ど おり	条例第 2 条による改 正後の第 17 条の 4
---	--	---------------	-----------------------------

( 2 ) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
カ	平成 29 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100 167.5/100	H29 勧告ど おり	条例第 3 条による改 正後の第 8 条
キ	県職員給与条例附則第 9 項又は学校職員給 与条例附則第 17 項の規定により給与が減ぜ られて支給される任期付短時間勤務職員に 関する読替え規定 エに併せて削除	エと同内容	条例第 3 条による改 正前の附則第 2 項( 削 除 )
ク	平成 30 年 6 月期以降の期末手当の支給割合 の改定 6 月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100 165/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 167.5/100 165/100	H29 勧告ど おり	条例第 4 条による改 正後の第 8 条

( 3 ) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ケ	平成 29 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100	H29 勧告ど おり	条例第 5 条による改 正後の第 6 条

	12 月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100 167.5/100		
コ	平成 30 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100 165/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 167.5/100 165/100	H29 勧告ど おり	条例第 6 条による改 正後の第 6 条

( 4 ) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項	
		概要	
サ	佐賀県職員給与条例附則第 9 項又は佐賀県 公立学校職員給与条例附則第 17 項の規定に より給与が減ぜられて支給される育児短時 間勤務職員等に関する読替え規定 工に併せて削除	工と同内容	附則第 4 条による改 正前の附則第 4 項か ら第 7 項まで(削除)

( 5 ) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項	
		概要	
シ	佐賀県職員給与条例附則第 9 項又は佐賀県 公立学校職員給与条例附則第 17 項の規定に より給与を減ぜられて支給される職員に関 する読替え規定 工に併せて削除	工と同内容	附則第 5 条による改 正前の附則第 4 条(削 除)

( 6 ) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項	
		概要	
ス	佐賀県職員給与条例附則第 9 項又は佐賀県 公立学校職員給与条例附則第 17 項の規定に より給与を減ぜられて支給される職員に関 する特例規定 工に併せて削除	工と同内容	附則第 6 条による改 正前の附則第 2 項(削 除)

3 施行期日等

( 1 ) 施行期日

- ・ 2 の表中 ア～ウ・エ・カ・キ・ケ・サ～ス 公布の日
- ・ 同オ・ク・コ 平成 30 年 4 月 1 日

( 2 ) 適用日

- ・ 2 の表中 ア・イ 平成 29 年 4 月 1 日
- ・ 同ウ・カ・ケ 平成 29 年 12 月 1 日

#### 4 検討内容

本件条例の内容は、平成29年10月6日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたもの及び規定の整理をするものとなっており、異議ないものと認められる。

乙第73号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

##### 1 改正の理由

平成29年10月6日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員の給与改定等を行うため。

##### 2 改正の内容

###### (1) 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	平成29年の勤勉手当の支給割合の改定 6月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100 上記のうち特定幹部職員 105/100 再任用職員 40/100 上記のうち特定幹部職員 50/100 12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100 95/100 上記のうち特定幹部職員 105/100 115/100 再任用職員 40/100 45/100 上記のうち特定幹部職員 50/100 55/100	H29 勧告ど おり	条例第1条による改 正後の第21条
イ	50歳を超える管理職員の給与抑制措置に係 る規定を削除 (給料月額、期末手当、勤勉手当、退職者の 給与、勤務1時間当たりの給与) 平成29年3月31日までの時限適用されて いたものを削除	H26 勧告ど おりで規定 を整理する もの	条例第1条による改 正前の附則第17項か ら第20項まで及び上 記を引用している改 正前の第17条、第20 条及び第21条中から 引用規定を削除
ウ	平成30年6月期以降の勤勉手当の支給割合 の改定 6月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 85/100 90/100 上記のうち特定幹部職員 105/100 110/100 再任用職員 40/100 42.5/100 上記のうち特定幹部職員 50/100 52.5/100	H29 勧告ど おり	条例第2条による改 正後の第21条

12月期の勤勉手当の支給割合の改定		
再任用職員以外	95/100	90/100
上記のうち特定幹部職員	115/100	110/100
再任用職員	45/100	42.5/100
上記のうち特定幹部職員	55/100	52.5/100

(2) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
エ	佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項に規定する特定職員に対するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の規定 イに併せて削除	イと同内容	附則第4条による改正前の附則第3項

(3) 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
オ	佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項に規定する特定職員に対する定時制通信教育手当の規定 イに併せて削除	イと同内容	附則第5条による改正前の附則第2項

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 2の表中 ア・イ・エ・オ
- ・ 同ウ

公布の日  
平成30年4月1日

(2) 適用日

- ・ 2の表中 ア

平成29年12月1日

4 検討内容

本件条例の内容は、平成29年10月6日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたもの及び規定の整理をするものとなっており、異議ないものと認められる。

### 3 平成29年度佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者（UJIターン枠））の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者（UJIターン枠））の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

最終合格者数

・UJIターン枠（行政） 13名

### 4 平成29年度佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者（社会人経験枠））の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者（社会人経験枠））の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

最終合格者数

・社会人経験枠（行政） 5名

## 報告事項

### 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

総務省から通知のあった地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、概要を事務局から報告した。

### 2 懲戒処分について

平成29年11月20日付けで佐賀県教育委員会が行った懲戒処分について、事務局から報告した。

## その他

### 1 行事予定について